

参考(改正後の通知全文)
社援発第1005012号
平成17年10月5日
第一次改正
社援発第0215006号
平成19年2月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

標記の国庫負担（補助）金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成5年11月17日社施第133号「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて」は廃止する。

1 趣旨

都市部における建築費の実態を勘案し、補助単価の割増加算を行い施設の整備促進を図ることを目的とする。

2 対象施設及び割増率

この補助単価の特例（割増加算）については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」による社会福祉施設等を5%割増加算とする。

3 対象地域

(1) 特別区及びその周辺の人口密集地域

(人口密度が概ね1,000人/km²)

(2) 政令指定都市、中核市及びその周辺の人口密集地域

(人口密度が概ね1,000人/km²)

(3) 人口10万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね1,000人/km²の地域